

飲酒運転根絶並びに交通事故防止に関する宣言

私たちトラック運送事業者は、物流の中核として国民生活と産業活動のライフラインを担っている。その役割を果たしていくうえで、交通事故防止は必要不可欠である。

令和4年に東北管内の事業用貨物自動車の運転者が惹起した事故の発生状況は、前年に比べ重傷者数で22人、死者数で5人それぞれ減少しているが、令和5年度に入り、福島県関係で6月に富山県で、8月にいわき市で、9月に宮城県でと、事業用貨物自動車の運転者が死亡する3件の交通事故が発生している。

また、事業用自動車総合安全プラン2025において「ゼロ」を掲げている飲酒運転については、東北管内の事業用貨物自動車の運転者による飲酒運転事故が、令和4年が2件に対して、本年は11月末現在で既に8件も発生しており、その内2件は福島県内において、8月17日と11月5日に発生したものであり、早急に防止対策に取り組む必要がある。

加えて、東北管内の事業用大型トラックによる車輪の脱落事故は、本年12月1日現在で21件が発生、内9件が10月以降集中して発生しており、まさにタイヤ交換を終えた今、強力な防止対策を講じることが必要不可欠である。

トラック運送業界は2024年問題や燃料価格高騰等、厳しい経営環境に置かれているが、私たちは、人命尊重の理念を第一に、交通事故防止に向けた諸施策を積極的に取り入れ、従業員が健康で安心して働くことのできる快適な職場環境の実現に向け努力し、企業並びに業界の発展に寄与すべく、以下の活動を強力に実践する。

- 一、 経営トップが先頭に立ち、交通事故防止活動を積極的に推進する
- 一、 出庫及び帰庫時における対面点呼で、目視及びアルコールチェッカーを用いた確実かつ厳正な点呼の実施等により『飲酒運転根絶』への取組みを徹底する
- 一、 日常点検の徹底、増し締め等の確実な実施により『車輪脱落事故防止』を徹底する
- 一、 労働時間等の改善基準に則った運行及び過労運転防止を徹底する
- 一、 運転者の健康に起因した交通事故防止を徹底する

以上、宣言する。

令和5年12月8日

公益社団法人福島県トラック協会

飲酒運転根絶並びに交通事故防止決起大会